

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ニカラグア	ニカラグア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	ニカラグアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むニカラグアの経済困難緩和に寄与するため、同政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	800,000千円 -----	H14.1.10 マナグア で (同日)	日本側 清水副夫在ニカラグア大使 ニカラグア側 ソルベン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣	H14.8.26 370号
ニカラグア	太平洋側地域医療センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	太平洋側地域医療センター整備計画を実施するために必要な 1. 保健センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	457,000千円 H15.1.9まで	H14.1.10 マナグア で (同日)	日本側 清水副夫在ニカラグア大使 ニカラグア側 ソルベン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣	H14.12.3 424号
ニカラグア	食糧増産援助に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H15.3.31まで	H14.4.9 マナグア で (同日)	日本側 清水副夫在ニカラグア大使 ニカラグア側 ソルベン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣	H15.5.8 124号
ニカラグア	太平洋側地域医療センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	太平洋側地域医療センター整備計画を実施するために必要な 1. 保健センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機械の維持・管理指導に必要な役務の供与	658,000千円 H15.3.31まで	H14.6.25 マナグア で (同日)	日本側 清水副夫在ニカラグア大使 ニカラグア側 ソルベン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣	H15.10.16 385号
ニカラグア	第三次児童保健強化計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	第三次児童保健強化計画を実施するために必要な 1. 機械及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	430,000千円 H16.3.19まで	H15.3.20 マナグア で (同日)	日本側 清水副夫在ニカラグア大使 ニカラグア側 ソルベン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣	H16.5.13 209号
ニカラグア	食糧増産援助に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	370,000千円 H16.3.31まで	H15.4.8 マナグア で (同日)	日本側 清水副夫在ニカラグア大使 ニカラグア側 ソルベン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣	H16.5.13 211号
ニカラグア	マナグア県基礎教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	マナグア県基礎教育施設整備計画を実施するために必要な 1. 施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	547,000千円 H16.3.31まで	H15.7.2 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカラグア大使 ニカラグア側 ソルベン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣	H16.6.15 276号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ニカラグアとの無償資金協力取極一覧